

光市障害福祉計画（第2期）骨子（案）

平成21年2月

光市

目 次

I	光市障害者福祉基本計画及び第2期障害福祉計画策定の概要	
1	計画の背景と目的	1
2	計画の性質、法的位置付け及び他計画との関係	1
3	計画の期間	2
II	障害者の状況	
1	総人口の推移	3
2	年齢3区分別人口の推移	3
3	身体障害児・者の状況	3
4	知的障害児・者の状況	4
5	精神障害者の状況	4
6	障害程度区分の認定状況	5
III	障害福祉サービス等の利用状況	
1	訪問系サービス	6
2	日中活動系サービス	6
3	居住系サービス	8
4	地域生活支援事業	8
IV	第2期障害福祉計画策定における基本方針	
1	計画策定の趣旨	11
2	障害者自立支援法のサービス体系	12
3	障害福祉サービス等の量の見込み	
(1)	訪問系サービス	13
(2)	日中活動系サービス	13
(3)	居住系サービス	15
(4)	指定相談支援	15
(5)	地域生活支援事業	15
V	障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策	
1	地域生活への移行の推進	18
2	施設から一般就労への移行の推進	18

I 光市障害者福祉基本計画及び第2期障害福祉計画策定の概要

1 計画の背景と目的

障害者基本法は、障害者のための施策に関し、国、地方公共団体それぞれの役割と責務を明らかにし、また、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それぞれが主体的な計画策定に努めなければならないとしています。障害のある人が地域の中で共に暮らす社会を実現していくためには、地域における行政の中核機関である市町村が、地域に合ったきめこまかな計画を策定し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制を作り上げる必要があります。

本市では、これまで平成15年3月に策定した障害者基本法に基づく第2次の基本計画に基づき、保健福祉分野をはじめ、教育・雇用・建設・交通・情報通信・防犯・防災など、幅広い分野の施策の総合的な推進を図るとともに、平成19年3月、障害者自立支援法に基づいた新たな「光市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画」を策定し、障害のある人が地域で安心して暮らし、生きがいをもって生活できる福祉社会の実現を目指し、サービス提供体制の整備をはじめとする障害者施策全般について計画的に推進してまいりました。

障害者自立支援法は、身体・知的・精神の障害種別に関わらずサービス提供体制を一元化するとともに、利用者に対する定率負担の導入、また、「介護給付」や「訓練等給付」など障害福祉サービスの個別給付としての位置付け、さらに各地域の実状に応じて市町村が実施する地域生活支援事業の創設など、障害者施策への大きな変革が図られました。

しかしながら、現在の障害者を取り巻く社会環境の整備はまだ十分とはいえない状況にあり、今後はさらに、施設・事業の新体系への移行によるサービス提供体制の整備をはじめ、障害者の地域生活への移行を促進するための生活環境の整備や就労の促進など、多くの課題への整理と取り組みが求められます。

こうしたことから、障害者自立支援法も施行後3年目を迎え、次期計画策定に向けて、現行の「光市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画」の進捗状況や障害者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害者基本法の基本的理念を尊重しながら、在宅サービスをはじめとする障害福祉サービスの提供体制の平成23年度までの計画的な整備を図るため、国の「障害者基本計画」を踏まえ、県の「やまぐち障害者いきいきプラン」や「障害福祉サービス実施計画」との整合を図りながら、障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、『人と地域で支えあうまちづくり』の実現に向けた実効ある計画として策定するものです。

2 計画の性質、法的位置付け及び他計画との関係

この計画は、以前から障害者福祉の基本的な考え方となってきた「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の二つの理念を基本として、「個人の尊厳の保持、有する能力に応じた自立した日常生活の支援」や「地域福祉の推進」、「自立と社会参加の支援」を図ることにより、引き続き、障害のある人の「完全参加と平等」の実現を目指します。これらの理念が目指すものは、障害のある人が一人の人間として尊重され、社会

を構成する一員として自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を営むことができるよう社会全体で支援する態勢の確立であり、安全で暮らしやすい住環境の整備をはじめ、生活環境全般にわたる施策が必要となります。

	障害者福祉基本計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法第9条 県計画の策定義務：第9条第2項 市町村計画の策定義務：第9条第3項	障害者自立支援法第87条～91条 市町村計画の策定義務：第88条 県計画の策定義務：第89条
性格	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障害福祉サービス等の確保に関する計画

本計画は、障害者基本法に基づく「障害者福祉基本計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定します。障害のある人が自立して生活し、社会参加できる環境づくりを推進するため、新たな福祉サービス体系の確立のため、障害のある人の実態やニーズを踏まえながら、地域の実情に応じた数値目標による障害福祉サービスの提供基盤の整備など、障害者に対する支援策を総合的に定めるものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や山口県の新「やまぐち障害者いきいきプラン」との整合を確保するとともに、新たに策定される「山口県障害福祉サービス実施計画」を踏まえ、上位計画である「光市総合計画」との整合性を図りながら推進していきます。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		光市障害者福祉基本計画 (H19～22)					
		光市障害福祉計画 第1期計画 (H18～20)		第2期計画 (H21～23)			

3 計画の期間

- (1) 障害者福祉基本計画 平成19年度～22年度（4年間）

国の「障害者基本計画（H15～24）」、「重点施策5ヵ年計画（H20～24）」及び県の「新やまぐち障害者いきいきプラン（H21～24）」に対応

- (2) 障害福祉計画 平成21年度～23年度（3年間）

国の基本指針及び県の障害福祉計画に対応

II 障害者の状況

1 総人口の推移

(単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人 口(人)	56,008	55,748	55,567	55,360	55,107
世帯数(戸)	21,949	22,060	22,292	22,438	22,588
世帯あたりの平均人員	2.55	2.53	2.49	2.47	2.44

注)各年4月1日現在

2 年齢3区分別人口推移

(単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	構成比(%)
0～14歳(年少人口)	7,791	7,778	7,717	7,621	7,545	13.7
15～64歳(生産年齢人口)	36,244	35,639	35,023	34,333	33,445	60.7
65歳以上(老年人口)	11,973	12,331	12,827	13,406	14,117	25.6
合 計	56,008	55,748	55,567	55,360	55,107	
高齢者人口比率(%)	21.4	22.1	23.1	24.2	25.6	

注)各年4月1日現在

3 身体障害児・者の状況

(1) 手帳所持者数【年齢別推移】

(単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	構成比(%)
18歳未満	41	40	43	46	44	2.4
18～64歳	625	621	619	600	580	31.3
65歳以上	1,032	1,081	1,171	1,191	1,229	66.3
合 計	1,698	1,742	1,833	1,837	1,853	100.0
65歳以上の割合(%)	60.8	62.1	63.9	64.8	66.3	

注)各年4月1日現在

(2) 手帳所持者数【等級別推移】

(単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	構成比(%)
1級	478	489	525	526	542	29.3
2級	276	285	291	290	289	15.6
3級	351	357	382	383	377	20.3
4級	339	354	396	404	414	22.3
5級	131	129	120	119	113	6.1
6級	123	128	119	115	118	6.4
合 計	1,698	1,742	1,833	1,837	1,853	100.0
1・2級所持者の割合(%)	44.4	44.4	44.5	44.4	44.9	

注)各年4月1日現在

(3) 手帳所持者数【障害部位別推移】

(単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	構成比(%)
視覚障害	143	145	146	146	143	7.7
聴覚・平衡機能障害	160	159	166	156	152	8.2
音声・言語機能障害	26	25	28	28	29	1.6
肢体不自由	934	957	986	995	995	53.7
内部障害	435	456	507	512	534	28.8
合 計	1,698	1,742	1,833	1,837	1,853	100.0

注)各年4月1日現在

(4) 施設入所状況 (単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
療護施設	9	11	11	12	12
授産施設	5	4	4	5	5
通所授産施設	4	3	3	4	4
合 計	18	18	18	21	21

注)各年4月1日現在

4 知的障害児・者の状況

(1) 手帳所持者数【年齢別推移】 (単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	構成比(%)
18歳未満	58	73	67	73	75	22.3
18歳以上	233	229	245	255	262	77.7
合 計	291	302	312	328	337	100.0

注)各年4月1日現在

(2) 手帳所持者数【程度別推移】 (単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	構成比(%)
A	174	173	177	182	184	54.6
B	117	129	135	146	153	45.4
合 計	291	302	312	328	337	100.0

注)各年4月1日現在

(3) 施設入所状況 (単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
更生施設	80	83	84	86	84
授産施設	32	35	34	34	39
通勤療	0	0	0	0	1
グループホーム	2	2	2	4	4
合 計	114	120	120	124	128

注)各年4月1日現在

5 精神障害者の状況

(1) 手帳所持者数(※資料:周南健康福祉センター) (単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	構成比(%)
1級	40	62	60	54	68	39.3
2級	43	92	78	79	83	48.0
3級	9	18	23	22	22	12.7
合 計	92	172	161	155	173	100.0

注)各年4月1日現在

(2) 精神障害者実態把握数の推移 (単位:人)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
通院医療公費負担受給者数	348	428	468	536	585

6 障害程度区分の認定状況(平成20年4月30日現在)

(1) 障害別

(単位:人)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	7	23	4	5	5	13	57
知的障害者	0	2	14	7	11	6	8	48
精神障害者	0	4	6	4	0	0	0	14
全 体	0	13	43	15	16	11	17	115
割 合 (%)	0	11.3	37.4	13.0	13.9	9.6	14.8	100.0

※重複障害は、障害ごとに人数を計上しているため、各障害の合計と全体の数は一致しない。

(2) 在宅・施設別

(単位:人)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
在 宅	0	12	40	14	12	8	15	101
在宅以外	0	1	3	1	4	3	2	14
全 体	0	13	43	15	16	11	17	115

Ⅲ 障害福祉サービス等の利用状況

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護、重度訪問介護

居宅介護は、支援費制度開始後の急激な伸びを示している。また、重度訪問介護については、利用者の長期入院等による実績減となっている。

(単位：時間／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
居宅介護	見込量	1,803	3,647	4,097
	実績	1,591	4,829.5	
重度訪問介護	見込量	1,300	3,219	3,838
	実績	1,302	2,801	

(2) 行動援護

行動援護は、現時点では指定基準を満たす事業者が近隣にないため利用実績なしとなっている。

(単位：時間／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
行動援護	見込量	0	0	0
	実績	0	0	

(3) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、一つの事業所が複数のサービスを包括的に実施するサービスで、本市には指定基準を満たす事業者がないため利用実績なしとなっている。

(単位：時間／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
重度障害者等包括支援	見込量	0	0	0
	実績	0	0	

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

新体系への移行事業所が少ないことなどにより、現状では見込量の半数程度の実績となっている。

(単位：人日／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
生活介護	見込量	1,584	7,656	20,856
	実績	1,539	4,849	

(2) 自立訓練

サービス利用者の一部が機能訓練から生活介護への移行したことによる実績減となっており、また、生活訓練については、移行事業所が1施設しかなかったこと

等により、大きく実績減となっている。

(単位：人日／年)

区	分	18年度	19年度	20年度
自立訓練(機能訓練)	見込量	528	1,320	1,584
	実績	557	1,501	
自立訓練(生活訓練)	見込量	0	528	1,056
	実績	0	12	

(3) 就労移行支援

平成19年度現在、移行事業所がないため、実績なしとなっている。

(単位：人日／年)

区	分	18年度	19年度	20年度
就労移行支援	見込量	0	264	528
	実績	0	0	

(4) 就労継続支援

雇用契約型のA型については、平成19年度までの移行施設がなく、B型は、精神障害者を対象とする4事業所の移行実績となっている。

(単位：人日／年)

区	分	18年度	19年度	20年度
就労継続支援(A型)	見込量	0	264	264
	実績	0	0	
就労継続支援(B型)	見込量	0	1,848	2,640
	実績	85	1,331	

(5) 療養介護

療養介護は、医療機関において日中の生活や療養に関わる介護を行う事業で、18年度に旧制度の進行性筋萎縮症者療養事業利用者2名の利用となっている。

(単位：人／年)

区	分	18年度	19年度	20年度
療養介護	見込量	2	2	24
	実績	2	2	

(6) 児童デイサービス

提供事業者、実績共になしとなっている。

(7) 短期入所

家庭介護者の負担軽減を図りながら障害のある人の生活支援を行う事業として、今後も利用者の増加が見込まれる。

(単位：人日／年)

区	分	18年度	19年度	20年度
短期入所	見込量	396	660	780
	実績	328	658	

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

グループホームやケアホームについては、地域での住まいの場として、利用ニーズの増加が予想される。

(単位：人／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
共同生活援助 共同生活介護	見込量	5	9	13
	実績	5	6	

(2) 施設入所支援

新体系への移行は、平成19年度までに4施設のみとなっています。

(単位：人／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
施設入所支援	見込量	0	19	60
	実績	0	9	

4 地域生活支援事業

(1) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、意思疎通を図ることが困難な障害者に、手話通訳者等を派遣して、手話通訳等による意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業で、今後も利用者の増加が見込まれます。

(単位：回／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
コミュニケーション 支援事業	見込量	50	50	50
	実績	35	37	

(2) 日常生活用具給付事業

ストマ装具、紙おむつが補装具給付事業から制度移行したための実績増となっている。

(単位：件／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
日常生活用具給 付事業	見込量	114	336	360
	実績	321	399	

(3) 移動支援事業

ア リフト付タクシー運行事業

(単位：件／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
リフト付タクシー 運行事業	見込量	670	690	715
	実績	615	665	

イ 移動支援事業

知的障害者に対する外出支援等の利用の増加による実績増となっている。

(単位：時間／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
移動支援事業	見込量	750	1,800	1,950
	実績	802.5	1,488	

(4) 地域活動支援センター事業

現在、小規模作業所1箇所、相談支援事業所1箇所を地域活動支援センターとして運営しているが、小規模作業所等、今後、個別給付事業への移行可能な事業所については、就労継続支援事業等での対応が考えられる。

(5) 視覚障害者生活訓練事業

視覚障害者生活訓練事業は、現在、視覚障害者の料理教室を開催し、調理師・栄養士による調理指導、栄養指導を行っています。

(単位：人／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
視覚障害者生活訓練事業	見込量	3	4	4
	実績	5	5	

(6) 福祉機器リサイクル事業

福祉機器リサイクル事業は、不要になった福祉機器に修理・洗浄等を施し、必要な方に斡旋しています。

(単位：件／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
福祉機器リサイクル事業	見込量	2	3	3
	実績	15	1	

(7) 点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等発行事業は、文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳・音訳等の方法により、市の広報、生活情報、その他必要度の高い情報などを定期的に提供する事業です。

(単位：人／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
点字・声の広報等発行事業	見込量	18	18	18
	実績	20	15	

(8) 自動車運転免許取得・改造助成事業

(単位：人／年)

区 分		18年度	19年度	20年度
自動車運転免許取得助成	見込量	2	2	2
	実績	0	0	
自動車改造費助成	見込量	2	3	3
	実績	3	2	

(9) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、知的障害者及び障害児を障害者支援施設等で一時的に預かることで、障害者等に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う事業です。知的障害者、障害児ともに利用が急増しており、在宅生活の維持や介護者の負担軽減等のための重要な事業のひとつとなっており、今後も利用者の増加が予想される。

(単位：回／年)

区 分		18 年度	19 年度	20 年度
日中一時支援事業	見込量	730	1,370	1,500
	実績	674	1,739	

IV 第2期障害福祉計画策定における基本方針

1 計画策定の趣旨

「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念の下、障害のある人が地域の一員として、地域社会の中で共に暮らす社会を実現していくためには、障害の種別や程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことが今後の重要な課題となっています。そのためには、地域に合ったきめ細かな計画を策定し、障害のある人のニーズに沿った福祉サービスの内容の充実と適切なサービスの提供基盤の整備が求められています。

本市では、これまで、平成15年3月に策定した「第2次光市障害者福祉基本計画」に基づき、サービス提供体制の整備をはじめ、障害福祉施策全般について計画的に推進してきました。

さらに、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害者（児）に対する障害福祉サービスについて、国・県の補助をルール化した「法定給付事業」と市町村の自主事業となる「地域生活支援事業」に大きく再編され、障害の程度や個人のニーズに合った複数のサービスが利用可能となるなど、サービス体系全般についての抜本的な見直しが行われ、サービス利用体制の拡充が図られました。

本計画は、障害者自立支援法に基づき、障害者福祉基本計画に掲げる在宅生活支援サービスや居住系サービスの事項中、障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられます。

今回の計画策定にあたっては、第1期計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）の進捗状況等を検証分析し、障害のある人の自立と社会参加が一層進むよう、平成23年度までの新体系への移行に向けたサービス提供基盤の整備をはじめ、訪問系サービスや日中活動系サービス、居宅サービス等の円滑な推進を目指して、第2期計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）として策定するものです。

2 障害者自立支援法のサービス体系



3 障害福祉サービス等の量の見込み

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護、重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを総合的に行う居宅介護や重度訪問介護は、一人当たりの長時間介護が必要となるため、多くのサービス提供量が必要になります。

(単位：時間／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
居宅介護	1,591	4,829.5	5,238.5	6,408	6,822	8,136
重度訪問介護	1,302	2,801	2,755	2,880	3,000	3,150

イ 行動援護

行動援護については、現時点では指定基準を満たす事業者が近隣にありませんが、23年度見込量については、現行移動支援利用者のうち、行動援護に該当すると思われる対象者(2名)の利用時間から算出しています。

(単位：時間／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
行動援護	0	0	0	0	0	215

ウ 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、一つの事業所が複数のサービスを包括的に実施するサービスで、本市には指定基準を満たす事業者がありませんが、23年度見込み量については、現在の重度訪問介護の利用者のうち、重度障害者等包括支援に該当すると思われる対象者(1名)の利用時間から算出しています。

(単位：時間／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	2,800

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

身体障害者療護施設や知的障害者更生施設等の多くの施設の日中活動部分が生活介護に移行するものと見込まれます。

(単位：人日／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
生活介護	1,539	4,849	5,269	12,492	31,151	32,580

イ 自立訓練

この事業は、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業です。機能訓練については、標準利用期間が最長1年6ヶ月、生活訓練については最長2年となっています。機能訓練の19年度まではデイサービスセンターの実績で、20年度及び21年度は、新体系に移行した1施設1名分で算出しています。現時点では、他に移行予定の施設がな

いため、22年度以降は計上しておりません。

生活訓練事業については、平成20年度の利用実績及び新体系への移行計画から算出し、更に、退院促進による精神障害者の新規利用分については国のワークシートにより算出しているため、第1期計画で算出した数値をそのまま見込んでいます。

(単位：人日／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
自立訓練(機能訓練)	557	1,501	209	246	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	12	155	1,347	2,807	2,406

ウ 就労移行支援

既利用者分については、平成21年1月現在の利用者と22年度の施設の移行計画(定員10)により見込んでいます。退院促進による精神障害者の新規利用分については国のワークシートにより算出しています。

(単位：人日／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
就労移行支援	0	0	43	530	3,180	3,234

エ 就労継続支援

A型については、施設の今後の移行計画や新規利用者により見込んでいます。また、退院促進による精神障害者の新規利用分については国のワークシートにより算出しています。

B型については、現在の授産施設の大半の移行が見込まれるため、既利用者については、移行計画に基づいて算出しています。新規利用者分については、総合支援学校卒業見込者等の多くが利用するものと見込まれます。

(単位：人日／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
就労継続支援(A型)	0	0	820	2,944	3,208	3,480
就労継続支援(B型)	85	1,331	2,380	5,836	15,369	16,428

オ 療養介護

療養介護は、医療機関において日中の生活や療養に関わる介護を行う事業で、23年度に重症心身障害児施設入所者22名の移行を見込んでいます。

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
療養介護	2	2	2	2	2	22

カ 児童デイサービス

現時点では実施予定の事業者がないため、必要なサービスについては、日中一時支援事業で同等のサービスを提供することとしています。

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
児童デイサービス	0	0	0	0	0	0

キ 短期入所

新規利用については、支援費制度施行後の利用者の伸びから見込んでいます。市内では知的障害者を主たる対象とする1事業所が指定を受けています。身体障害者、精神障害者、重度心身障害者については近隣市町の施設の利用となっており、今後も広域的にサービスが提供できるよう調整していきます。

(単位：人日／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
短期入所	328	658	750	852	894	1,008

(3) 居住系サービス

ア 共同生活援助・共同生活介護

既利用者については、20年度1月時点での実績及び21年度以降の各施設の移行計画に基づいて算出しています。精神障害者の退院促進による新規利用分については国のワークシートにより算出しています。

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
共同生活援助 共同生活介護	5	6	7	24	28	32

イ 施設入所支援

既利用者分については、平成23年度までの各施設の移行予定を基に算出しています。

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
施設入所支援	0	9	13	71	97	103

(4) 指定相談支援

指定相談支援は、知的障害者や精神障害者、重度の身体障害者などに対する障害福祉サービスの利用に係る相談や利用調整、サービス利用計画の作成などを行うものです。周南圏域にある3ヶ所の指定相談支援事業所と連携し、支援を行います。19年度については実績、20年度以降は、現在のサービス利用状況からサービス計画が必要と思われる者を抽出して見込んでいます。

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
指定相談支援	0	0	2	5	10	15

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業のサービス等の見込量算出にあたっては、事業の性質、例年の実績、増加率等を踏まえて、それぞれの種類ごとにサービス見込量を算出しました。

ア コミュニケーション支援事業

(単位：回／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
コミュニケーション支援事業	35	37	35	40	40	40

イ 日常生活用具給付事業

(単位：件／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
日常生活用具給付事業	321	399	400	400	420	440

ウ 移動支援事業

(ア) リフト付タクシー運行事業

(単位：件／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
リフト付タクシー運行事業	615	665	1,070	1,100	1,100	1,100

(イ) 移動支援事業

(単位：時間／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
移動支援事業	802.5	1,488	1,705	1938	2142	2544

エ 地域活動支援センター事業

現在、心身障害者福祉作業所1箇所、周南圏域の相談支援事業所1箇所及び身体障害者デイサービスセンターの一部事業を地域活動支援センターとして運営しています。今後、各事業の特性や地域の実情を踏まえ、より効果的・効率的な運営を行ってまいります。

オ 視覚障害者生活訓練事業

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
視覚障害者生活訓練事業	5	5	5	5	5	5

カ 福祉機器リサイクル事業

(単位：件／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
福祉機器リサイクル事業	15	1	8	10	10	10

キ 点字・声の広報等発行事業

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
点字・声の広報等発行事業	20	15	15	18	18	18

ク 自動車運転免許取得・改造助成事業

(単位：人／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
自動車運転免許 取得助成	0	0	1	2	2	2
自動車改造費助 成	3	2	1	3	3	3

ケ 日中一時支援事業

在宅生活を維持するために重要な事業の一つとなっており、今後も利用希望の増加が考えられます。平成18年度以降の実績増加分により数値を見込んでいます。

(単位：回／年)

区 分	実 績			見込量		
	18	19	20(見込)	21	22	23
日中一時支援事業	674	1,739	1,722	2,100	2,436	2,772

V 障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策

障害のある人の地域生活を進める上で、施設へ入所している人の地域生活への移行、施設から一般就労への移行は重点課題です。目標を設定するにあたり、本市では国の指標を基に、施設入所者の地域生活への移行を10%程度、施設から一般就労への移行を現在の4倍程度と設定し、目標の達成を目指します。

1 地域生活への移行の推進

項 目	数 値	備 考
現在の施設入所者数	95 人	平成 17 年 10 月 1 日全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	14 人 (14.7%)	現在の全入所者のうちグループホーム・ケアホーム等へ地域移行すると見込む者の数
【目標値】 入所者削減見込数	10 人 (10.5%)	退院可能な精神障害者の施設利用を見込んだ実質の削減数

2 施設から一般就労への移行の推進

項 目	数 値	備 考
現在の施設利用者数	138 人	平成 17 年 10 月 1 日全施設利用者数
23 年度末の施設利用者数	411 人	平成 23 年度末の全施設利用者数
現在の年間一般就労移行者数	2 人	平成 17 年度において施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	8 人 (4 倍)	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数